

参考5

1のア及びイ 工事請負契約の入札方法等

現 行					見 直 し 後					
入札方法	設 計 額	制 度	予定価格公表	対象(原則)	入札方法	設 計 額	制 度	予定価格公表	対象(原則)	
条件付一般競争入札	7億円以上	低入札調査	事後公表	市内本店	条件付一般競争入札	1億5,000万円以上	総合評価方式 (低入札調査)	事前公表	市内本店・支店 多摩地域 本店・支店 都内本店・支店	
公募型指名競争入札	1億5,000万円～ 7億円未満					5,000万円～ 1億5,000万円未満			5,000万円～ 1億5,000万円未満	市内本店・支店
	5,000万円～ 1億5,000万円未満	最低制限価格			工事希望型指名競争入札	500万円～ 5,000万円未満			事後公表	市内本店
指名競争入札	130万円～ 500万円未満				指名競争入札	130万円～ 500万円未満				
随意契約(見積合せ)	130万円未満				なし	随意契約(見積合せ)				

※対象者が基準数を確保できない場合等は、地域区分を広げる。

※原則、市内業者を対象とし、指名業者基準数を確保できない場合は、市内支店、市外の順に対象を広げる。

1のウ 不正行為に対する厳罰化

内 容		現 行	見 直 し 後
指名停止基準の見直し	適用事項に官製談合等の入札妨害に係る事項を定める。	6～9か月 (談合のみ)	最大36か月
違約金の見直し	契約条項において違約金の規定を明確化し、契約金に対する割合を引き上げる。	10分の1	10分の3